

7月定例教育委員会 会議録

1、開催日時 令和3年7月29日（木）午後2時00分から午後2時50分

2、開催場所 市役所2階第一会議室

3、出席委員の氏名

教育長 上野 清

職務代理者 白戸 吉男

委員 小俣 洋、三枝 泰子、小俣 和英、遠山 江理

委員以外で出席した職員

教育委員会教育次長、学校教育課長、学校教育課長補佐、生涯学習課長補佐

4、教育長開会宣言

5、会期の決定

6、今回会議録署名委員

小俣 洋委員、遠山 江理委員が指名される。

7、前回の会議録の承認

職員が6月定例会会議録を朗読し承認される。

8、教育長報告

令和3年6月24日から令和3年7月27日までの教育長活動が報告された。

9、議 事

議第5号 令和4年度使用中学校教科用図書の採択について

[説明] 学校教育課長

今回の教科書採択については、中学校教科用図書「社会（歴史的分野）」において、自由社の「新しい歴史教科書」が令和3年3月に教科書検定に合格したことに伴い、

令和4年度から使用する中学校の「社会（歴史的分野）」の教科用図書について、改めて採択しようとするものであります。

資料9ページからをご覧ください。令和3年7月13日に開催された、「都留地区教科書採択協議会」に上野教育長が出席され、令和4年度に都留地区で使用する教科書について協議がなされました。11ページからが、各社の教科書の特徴などをまとめた資料となりますので後ほどご確認いただければと存じます。協議の結果、別添の事後回収資料のとおり、令和2年度の都留地区教科書採択協議会において選定した教育出版の「中学社会 歴史 未来をひらく」をあえて変更する特段の理由が見当たらないとの理由で、教育出版の教科用図書を採択するとの提案を受け、各地教委において、確認と決定をし、事務局の上野原市教育委員会に報告することを求められております。

都留市教育委員会としては、都留地区教科書採択協議会の提案を受け入れる方向で考えております。委員の皆さまの採択をお願いいたします。

上野 清教育長

7月13日の都留地区教科書採択協議会では、教科書検定に新たに合格した自由社の教科書と、本年度から使用している教育出版の教科書を比べるかたちで、どちらの教科書を南北都留の広域で使用していくのかを協議し、課長から説明のあったとおり、教育出版の教科書を変更する必要がないとの結論となりました。

以上の発言あり。

上野清教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第6号 都留市立小中学校におけるタブレット端末運用に関する規程（案）について

[説明] 学校教育課長

GIGAスクール構想実現に向け、児童・生徒に一人一台配付されるタブレット端末が、令和3年2学期から本格的に使用されることに伴い、タブレットの運用につい

て細かく規定していく必要があるとのことから、教員が中心となり運営されている都留市教育協議会情報教育研究委員会でその内容を協議して参りました。

この規程の中では、各小中学校にタブレット端末の管理責任者・運用管理者を置くことや、タブレット端末を使用する者に対し、タブレット端末が最良の状態で使用できるよう、棄損、紛失、盗難等に十分に注意し使用することや、不正アクセスを行わないこと等が規定されております。また、児童・生徒等が故意にタブレットを破損した場合は、保護者が弁償することについても規定しております。

この規程が、本会議でご了承いただければ、各校で保護者に対し、この規程をお示しし、タブレット端末の利用について同意書を提出していただいた上で、使用が開始される予定となっております。

小俣 洋委員

この規程を作成するにあたり、国や県から模範例的なものが示されているのですか。

学校教育課長

国や県などから、模範例のようなものの提示は無く、独自で教員で組織する情報教育研究委員会で内容を検討しました。

遠山 江理委員

タブレットの保管は教室ですか。

学校教育課長

基本的には、各教室に設置された保管庫になりますが、学校の規模によっては、複数のクラスの分をクラスの教室とは別の場所で保管する場合があります。専用の保管庫で夜間に充電し、朝保管庫から出し各児童に渡し使用することとなります。

遠山 江理委員

不正なアプリのインストールや課金といったことはどの様に予防するのですか。

学校教育課長

当面は自宅への持ち帰りは行わないため学校で管理することとなります。また、児

童等が作成したデータは専用のフォルダーに保管することとなっており、そのフォルダー以外に保存したものについては、夜間に消去されるように設定されています。

小俣 和英委員

規程第 7 条（6）、第 9 条第 2 項に、弁償に関することが二重に規定されているが何故か。

学校教育課長

規程第 7 条では、故意に破損した場合に弁償となること、第 9 条では状況に応じて弁償額を減免や免除することを規定するため、二箇所記載しております。

タブレット端末についても、通常の学校備品と同様に端末自体は学校の所有物であり、児童等はそれを貸与されているものであるため、他の学校備品と同様に故意に破損させた場合は弁償となります。しかしながら、破損した場合の修理費は高額となることが予想されるため、実際の運用にあたっては、個別に協議し、対応を決定してまいります。

上野 清教育長

実際にタブレットが使用されるようになった際には、様々な問題が発生する可能性もあり、この規程についても必要に応じて改正をしていく必要が生じてくるものと考えております。

上野清教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

10、その他

【説明】 生涯学習課長補佐

- (1) 第 8 9 回都留市町別野球大会について
- (2) ミュージアム都留夏季企画展「将棋駒の美」について

【 了 知 】

1 1、教育長閉会宣言